

第4章 退職後の医療保険制度

第1節 資格確認書等の返納

組合員の方が退職されますと共済組合員としての資格がなくなり、在職中に使用していた公立学校共済組合員資格確認書、組合員被扶養者資格確認書、その他共済組合福岡支部が交付している証（以下「資格確認書等」という。）は使用できなくなりますので、必ず当支部に資格確認書等を返納してください。紛失などにより返納できないときも、必ずその旨を届け出てください。

返納せず、誤って資格確認書等を使用し、医療機関等を受診した場合は、後日、公立学校共済組合が負担した医療費を返還していただくこととなりますので、ご注意ください。

第2節 退職後の医療保険制度

医療保険制度は、病気やけが等の不測の事故に備え、安定した生活を営む上で、欠くことのできない大切な社会保険制度です。

わが国では、国民皆保険の制度が導入されていますので、退職後の状況によって次の1～5の医療保険制度の適用を受けることになり、必ずいずれかの制度に加入しなければなりません。

- 1 引き続き組合員となる
- 2 就職先の健康保険に加入
- 3 家族の健康保険の被扶養者になる
- 4 国民健康保険に加入する
- 5 任意継続組合員となる

次ページのフローチャートを見てみましょう。

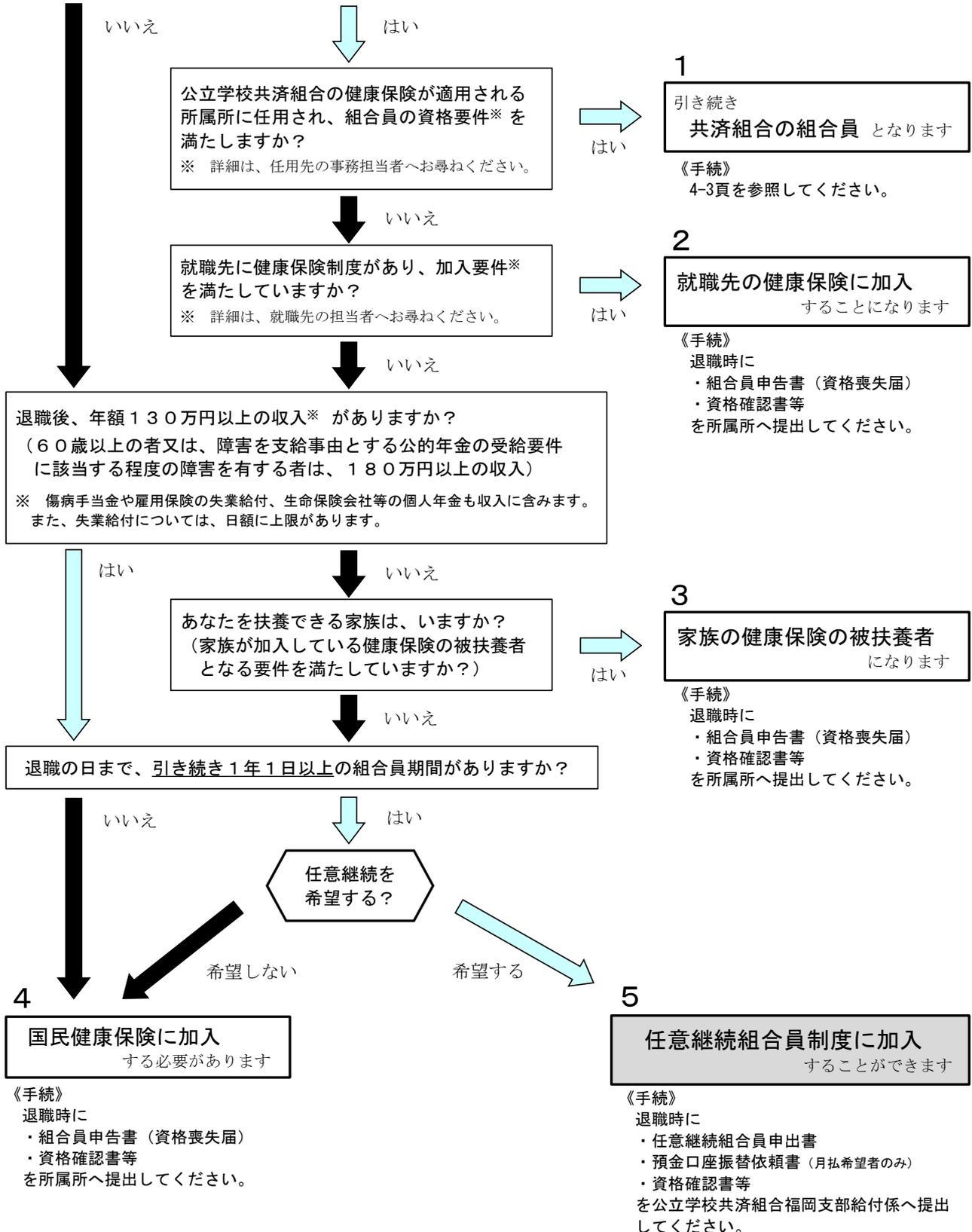
退職後、健康保険はどうなるの？

* 実際にどの健康保険制度に加入することになるか、フローチャートで確認してみましょう。

退職後、引き続き* 就職しますか？

* 退職後1日も空白期間がなく、新たな任用が開始することをいいます。(任用期間継続に関する申立がある場合を含む。)

例) 3/31に退職 → 4/1に再就職 など



1 引き続き組合員となる 健康保険制度：公立学校共済組合制度(継続)

【例①】 定年退職後、暫定再任用（フルタイム）で勤務される方

※ 以下、この手引において暫定再任用（フルタイム）を「フルタイム再任用」といいます。

<よくあるお問い合わせ①>

Q. フルタイム再任用になる場合、今の資格確認書等はどうしたらいいの？

- A.
- ・任用期間が2月を超えるフルタイム再任用の方
 - ➡ 引き続き在職中の資格確認書等が使用できます。
 - ・任用期間が2月以内のフルタイム再任用の方
 - ➡ 国民健康保険へ加入、または任意継続組合員の手続が必要となりますので、資格確認書等は返納していただく必要があります。

【例②】 次年度、臨時的任用職員等として任用される方

<よくあるお問い合わせ②>

Q. 短期組合員になる場合も今の資格確認書等をそのまま使っていいの？

A. 任用条件により異なります。例えば、次のア・イ・ウのようになります。

- ア. 組合員番号に変更がなく、任用が引き続く場合
- ・ 臨時的任用職員 → 臨時的任用職員 など
 - ➡ 引き続き在職中の資格確認書等が使用できます。
- イ. 新たな任用で組合員種別又は組合員番号が変更になる場合
- ・ 定年退職→臨時的任用職員（任用期間が2月を超える）
 - ➡ 使用できません。組合員種別変更と番号変更の手続のため、在職中の資格確認書等を返納してください。
 - ・ 臨時的任用職員（福岡県採用）→ 臨時的任用職員（政令市採用等）
 - ➡ 使用できません。番号変更の手続のため、在職中の資格確認書等を返納してください。
- ウ. 新たな任用の開始日まで空白期間があり、前回任用と今回任用が引き続かない場合
- ➡ 使用できません。資格喪失となりますので、在職中の資格確認書等は返納してください。

2 就職先の健康保険に加入 健康保険制度：就職先の健康保険制度

加入手続は、就職先の担当者に問い合わせる所定の手続を行ってください。

- 【例】 民間企業や私立学校に就職する
→ 就職先の健康保険制度へ加入します。

<よくあるお問い合わせ③>

- Q. 退職後は民間企業で働くことになったけど、資格確認書等はどうなるの？
- A. 在職中の資格確認書等は、退職後は使用できません。返納してください。就職先に健康保険制度があれば、そちらに加入することになります。加入手続は就職先の担当者へお尋ねください。

<よくあるお問い合わせ④>

- Q. 就職先に健康保険制度はないと言われた。資格確認書等はどうしたらいいの？
- A. 在職中の資格確認書等は、退職後は使用できません。返納してください。御家族の被扶養者になる・国民健康保険に加入する・任意継続組合員になる、のいずれかを選び、健康保険制度に加入する必要があります。

3 家族の健康保険の被扶養者になる 健康保険制度：家族の健康保険制度

組合員の退職後の年間収入が130万円未満（60歳以上の者又は障害を支給事由とする公的年金の受給要件に該当する程度の障害を有する者は180万円未満）の場合で、退職した組合員を扶養できる家族がいるときは、その家族の健康保険の被扶養者になることができます。

手続は、保険者によって異なりますので、詳しくはその家族が加入している健康保険組合等にお尋ねください。

<加入条件>

退職後の年間収入が130万円未満（60歳以上の者又は障害を支給事由とする公的年金の受給要件に該当する程度の障害を有する者は180万円未満）で、あなたを扶養する御家族がいるとき。

なお、収入には、傷病手当金、個人年金、雇用保険の失業給付、株式等の配当・譲渡収入、不動産所得等も含まれます。

<よくあるお問い合わせ⑤>

- Q. 家族の扶養に入ることになったけど、手続はどうしたらいいの？
- A. 退職時の所属所で組合員証等の返納と資格喪失手続をしてください。被扶養者となる手続は、御家族の勤務先へ確認してください。

4 国民健康保険に加入 健康保険制度：国民健康保険制度

国民健康保険制度は、自営業の方や無職の方などで、いずれの健康保険制度にも加入していない方が加入しなければならない医療保険制度です。

加入資格が生じた日から14日以内に、居住している市区町村の国民健康保険担当課で手続をしてください。

(3月31日退職の場合は4月14日まで。)

手続に必要な書類や保険料等については、市区町村の担当課に確認してください。

<加入条件>

いずれの健康保険にも加入していない方。

<よくあるお問い合わせ⑥>

Q. 資格喪失証明書を持ってくるように言われた。どうやったらもらえるの？

A. 退職時の資格喪失手続の際に証明書発行の申請をしてください。

組合員申告書の「資格喪失証明書の発行」の「必要」欄にチェックを入れ、退職時の所属所へ提出してください。

公立学校共済組合に組合員申告書が届き次第、速やかに御自宅へ送付します。

<よくあるお問い合わせ⑦>

Q. 国民健康保険への加入手続はどこですか？手続には何が必要？どこに連絡したらいいの？

A. 国民健康保険の加入手続は、居住している市区町村の国民健康保険担当課で行います。手続に必要なものについては、市区町村の担当課にお問い合わせください。連絡先は市区町村のホームページ等で確認してください。

(共済組合ではお答えすることができません。)

5 任意継続組合員制度に加入 健康保険制度：任意継続組合員制度

(1) 任意継続組合員制度について

任意継続組合員制度とは、短期給付及び福祉事業(一部を除く。)を最長2年間、退職後も引き続き受けることのできる制度です。

任意継続組合員となることを希望する場合は、次の加入条件を満たす必要があります。

<加入条件>

ア 退職の日まで引き続き1年1日以上組合員期間※があること

イ 退職の日から起算して20日以内に加入の申出を行うこと

ウ 退職の日から起算して20日以内に掛金を払い込むこと

※ 組合員期間には、地方公務員共済組合や国家公務員共済組合の組合員期間を含みますが、私学共済の組合員は含めることができません。

加入条件 ア の具体例

【例1】 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで常勤講師として勤務し退職した場合
→ 1年と1日以上継続した組合員期間がないため、任意継続はできない。

【例2】 令和7年4月7日から令和8年3月31日まで常勤講師として勤務、その後、継続して令和8年4月1日から令和8年4月20日まで勤務し、退職した場合
→ 年度途中で退職する場合も、1年と1日以上継続した組合員期間があれば、任意継続が可能。

加入条件 イ・ウ の具体例

【例1】 退職の日まで1年と1日以上継続した組合員期間がある者が、3月31日に退職する場合
→ 4月19日（週休日等に該当する場合は、直前の平日）が加入の申出及び掛金の払込期限となります。

【例2】 退職の日まで1年と1日以上継続した組合員期間がある者が、4月20日に退職する場合
→ 5月9日（週休日等に該当する場合は、直前の平日）が加入の申出及び掛金の払込期限となります。

(2) 任意継続組合員の申込み

任意継続組合員となることを希望する人は、次のとおり手続を行ってください。

提出書類……任意継続組合員申出書

提出先……公立学校共済組合福岡支部 給付係

申込期限……退職の日から起算して20日以内に申出書の送付と掛金の払込みを完了すること。

なお、退職日や申込時の状況によって、申込みのパターンが異なります。

御自身の状況に合わせて手続を行ってください。

※詳しくは、退職年度の「退職後の福利厚生制度のしおり」を御覧ください。

パターンA：3月31日に退職後、任意継続組合員になることが確定している者

→ 共済組合福岡支部が指定する日までに、任意継続組合員申出書により申込みを行ってください。後日掛金の払込書が届きますので、指定の期日までに福岡銀行の窓口で払込みを行ってください。

- 【例】 ・退職後再就職はしないが、年金や失業給付、傷病手当金等の収入があるため、家族の被扶養者になれない者
・週20時間未満での再就職、再任用が決まっている者（勤務先で健康保険に加入できない者）

パターンB：3月31日に退職後、任意継続組合員になることが確定していない者

→ 共済組合福岡支部が指定する日までに、**任意継続組合員 仮申込書** により仮申込みを行ってください。

後日、掛金の払込書が届きますので、指定の期日までに福岡銀行の窓口で掛金の払込みを行い、任意継続組合員申出書を共済組合福岡支部に提出し「正式申込み」を行ってください。

【例】・退職後再就職を希望しているが、任用が確定していない者

・退職後は家族の被扶養者になる予定だが、なれなかった場合に備え任意継続も検討中の者

・退職後の健康保険について、任意継続組合員になるか国民健康保険に加入するか検討中の者

パターンC：退職日が3月31日以外の日で、退職後に任意継続組合員になることが確定している者又は、パターンA・Bの手続が間に合わなかった者

→ 共済組合福岡支部給付係にご相談ください。

(3) 任意継続掛金の払込み

任意継続を申し込んだ方には「公立学校共済組合任意継続掛金払込書」を送付します。納入期限までに最寄りの福岡銀行で掛金を払い込んでください。

なお、掛金の払込方法には、年払いと月払いがあります。

年払い：資格取得日の属する年度分を払込書で一括して払い込む方法。前納割引制度の適用あり。

月払い：資格取得日の属する月分と翌月分の2か月分の掛金を払込書で払い込み、翌々月分から口座振替により納入する方法。割引制度の適用なし。

掛金振替日：毎月19日（金融機関の休業日のときは翌営業日）

なお、どちらの払込方法でも、年度途中で任意継続組合員の資格を喪失したときは、未経過月数に応じて掛金を返還します。

(4) 任意継続掛金及び介護掛金

任意継続掛金及び介護掛金の算出方法は、以下のとおりです。

任意継続掛金・・・次の①、②のいずれか少ない額に千分の93.2（令和8年4月から）を乗じて得た額（円位未満の端数切捨）

介護掛金・・・・・・次の①、②のいずれか少ない額に千分の15.76（令和8年4月から）を乗じて得た額（円位未満の端数切捨）

子ども・子育て支援掛金・・・次の①、②のいずれか少ない額に千分の2.3（令和8年4月から）を乗じて得た額（円位未満の端数切捨）

①退職時の標準報酬月額

②平均標準報酬月額 410,000円（令和8年4月1日から）

令和8年度 任意継続掛金 介護掛金 子ども・子育て支援掛金 月額計算早見表

任意継続掛金額、介護掛金額及び、子ども・子育て支援掛金額(令和8年4月～令和9年3月)

任意継続掛金(短期)・・・次の①②のいずれか少ない額に千分の93.2を乗じて得た額(円未満端数切捨)

介護掛金・・・次の①②のいずれか少ない額に千分の15.76を乗じて得た額(円未満端数切捨)

子ども・子育て支援掛金・・・次の①②のいずれか少ない額に千分の2.3を乗じて得た額(円未満端数切捨)

① 退職時の標準報酬月額

② 全組合員の平均標準報酬月額 **410,000 円** (令和8年4月1日～)

【掛金月額計算早見表】

1 退職時の標準報酬月額が、②全組合員の平均標準報酬月額 410,000 円 以上の方

任継掛金 月額	②平均標準報酬月額	410,000 円	$\times \frac{93.2}{1000}$	=	38,212 円	(円未満切捨)
介護掛金 月額	②平均標準報酬月額 (40歳以上65歳未満の方のみ納付)	410,000 円	$\times \frac{15.76}{1000}$	=	6,461 円	(円未満切捨)
子ども・子育て掛金 月額	②平均標準報酬月額	410,000 円	$\times \frac{2.3}{1000}$	=	943 円	(円未満切捨)
合計					45,616 円	

2 退職時の標準報酬月額が、②全組合員の平均標準報酬月額 410,000 円 未満の方

任継掛金 月額	①退職時の標準報酬月額	円	$\times \frac{93.2}{1000}$	=	円	(円未満切捨)
介護掛金 月額	①退職時の標準報酬月額 (40歳以上65歳未満の方のみ納付)	円	$\times \frac{15.76}{1000}$	=	円	(円未満切捨)
子ども・子育て掛金 月額	①退職時の標準報酬月額	円	$\times \frac{2.3}{1000}$	=	円	(円未満切捨)
合計					円	

※ 年払い(令和8年4月～令和9年3月分 一括払い)の場合は、前納による割引が適用されます。

① 令和8年3月中に前払いを行った場合 12月分の前納率適用

例:最高額の場合	1年分(各月払い)	45,616 円	\times	12 月	=	547,392 円
	1年分一括払い					535,920 円
	差額(割引額)		割引率:	2.096 %		11,472 円

② 令和8年4月中に前払いを行った場合 11月分の前納率適用(4月分のみ41,526円)

例:最高額の場合	1年分(各月払い)	45,616 円	\times	12 月	=	547,392 円
	1年分一括払い					537,674 円
	差額(割引額)		割引率:	1.775 %		9,718 円

※ 掛金率および平均標準報酬月額は毎年度改定されます。最新の掛金率および平均標準報酬月額については、公立学校共済組合福岡支部のホームページをご確認ください。

(5) 任意継続組合員資格確認書の交付

マイナ保険証が利用できない者には、任意継続手続き完了後、資格確認書を御自宅へ送付します。

(6) 短期給付及び福祉事業

ア 短期給付

休業給付を除き、在職中と同様の短期給付が受けられます。(第3章第1節参照)

イ 福祉事業

1 日ドック等の利用ができます。年度により事業内容が異なるので、任意継続組合員には事業案内を送付します。

(7) 被扶養者の取扱い

組合員の退職時に被扶養者として認定されている者がいる場合で、任意継続組合員になった後も引き続き扶養するときは、「任意継続組合員申出書」及び「任意継続組合員仮申込書」（パターンBのみ）の被扶養者欄に氏名等の必要事項を必ず記入してください。

なお、被扶養者が就職、所得超過及び後期高齢者医療制度の適用者となる場合や認定替えを行う（組合員以外の被扶養者となる）場合は、被扶養者欄には記入しないでください。

被扶養者欄に未記入の者は、組合員の退職に伴い被扶養者資格を喪失しますので、資格確認書等を速やかに返納してください。

(8) 任意継続組合員資格の喪失

任意継続組合員が次のいずれかに該当すると、その翌日（⑤及び⑥に該当するときはその日）から資格を喪失します。

- ① 任意継続組合員になった日から2年を経過したとき
- ② 任意継続掛金及び介護掛金を納入期限までに払い込まなかったとき
- ③ 死亡したとき
- ④ 任意継続組合員でなくなることを希望する旨を、公立学校共済組合に申出書により申し出た場合で、申出書が受理された日の属する月の末日が到来したとき
（国民健康保険加入又は家族の健康保険等の被扶養者となる）
- ⑤ 就職により健康保険の被保険者や組合員となったとき
（他の法律に基づく共済組合で短期給付に相当する給付を行うものの組合員を含む。）
- ⑥ 後期高齢者医療の被保険者となったとき

資格喪失の手続

(ア) 上記①又は②に該当したとき

公立学校共済組合福岡支部から資格喪失通知書を発行しますので、任意継続組合員資格確認書等を速やかに公立学校共済組合福岡支部給付係に返納してください。

(イ) 上記③又は④に該当したとき

次の書類を公立学校共済組合福岡支部給付係に提出してください。

- a 任意継続組合員資格喪失申出書
- b 任意継続掛金・介護掛金還付請求書（未経過分の掛金がある方のみ）
- c 支払未済の給付金請求書（組合員が死亡した場合のみ）（様式：3-85 頁）
- d 任意継続組合員資格確認書等

(ウ) 上記⑤又は⑥に該当したとき

次の書類を公立学校共済組合福岡支部給付係に提出してください。

- a 任意継続組合員資格喪失申出書
- b 任意継続掛金・介護掛金還付請求書（未経過分の掛金がある方のみ）
- c 任意継続組合員資格確認書等
- d 新たに取得した就職先の資格確認書や資格情報のお知らせの写し

任意継続組合員申出書

				任意継続組合員番号				組合員記号番号				
								公立福岡				
氏 名								生 年 月 日				
フリガナ								昭和・平成				
漢 字				氏 名				退 職 年 月 日				
								令和 年 月 日				
退職時の所属所名						退職時の標準報酬月額 円						
掛金の納入方法 (どちらかに○)				年払い・月払い				月払いを御希望の方は、「預金口座振替依頼書」を一緒に御提出ください。				
住 所	郵便番号				フリガナ							
					漢 字							
都・道・府・県				市・区・町・村								
電話番号				()				日中(9:00~17:00)に連絡がつく番号(携帯電話)を記入してください。				
<p>退職時にあなたの被扶養者となっている人を任意継続加入後も引き続き扶養する場合に記入してください。 (記入がない場合、被扶養者から外れることとなります。) ただし、被扶養者に該当しない場合(就職、扶養替えなど 4-9頁参照)は記入できません。 ※ 扶養から外れる被扶養者が資格喪失証明書を必要とするときは御連絡ください。</p>												
被 扶 養 者	氏 名		性別	生年月日		続柄	収入状況について(必ず2-23頁以降を確認すること)					
			男・女	昭和 平成 令和 年 月 日			今後1年間の収入状況は被扶養者の認定要件を満たしていますか? はい・いいえ					
			男・女	昭和 平成 令和 年 月 日			今後1年間の収入状況は被扶養者の認定要件を満たしていますか? はい・いいえ					
			男・女	昭和 平成 令和 年 月 日			今後1年間の収入状況は被扶養者の認定要件を満たしていますか? はい・いいえ					
<p>地方公務員共済組合法第144条の2第1項の規定により、任意継続組合員になることを希望するので申し出ます。</p> <p style="text-align: center;">公立学校共済組合福岡支部長 殿</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">申出者氏名 (記名押印又は署名)</p>												

○裏面の記入例を参考に、太線の中をボールペンで記入してください。

証回収年月日 (共済組合使用欄)	令和						
---------------------	----	--	--	--	--	--	--

○在職中に使用していた公立学校共済組合組合員資格確認書、被扶養者資格確認書、その他共済組合が交付している証は、任意継続組合員の申込手続時に、この申出書と一緒に返納してください。所属所(学校、教育事務所等)には返却しないこと。

○本申出書を提出しても、退職日から起算して20日以内に掛金の払込みを完了しない場合、任意継続組合員にはなれませんので御注意ください。

資格確認書等添付枚数記入欄		(共済組合使用欄)	
組合員資格確認書	枚		枚
被扶養者資格確認書	枚		枚
限度額適用認定証	枚		枚
その他の証(高齢・特定疾病等)	枚		枚

任意継続組合員への給付金等の支給は在職時の福岡銀行の口座を使用しますので、解約しないように御注意ください。
給付金は、毎月10日までに請求があった分を25日(25日が週休日の場合は次の平日)に振り込みます。

↑ 忘れずに記入をしてください!

任意継続組合員申出書

記入例

任意継続組合員番号		組合員記号番号							
記入しない		公立福岡	8	7	6	5	4	3	2
氏名					生年月日				
フリガナ	コウリツ		タロウ		昭和・平成	3	7	1	1
漢字	氏	公立		名	太郎		退職年月日		
							令和8年3月31日		
退職時の所属所名				福岡県立共済高等学校		退職時の標準報酬月額		420,000 円	
掛金の納入方法 (どちらかに○)		年払い・月払い			月払いを御希望の方は、「預金口座振替依頼書」を一緒に御提出ください。				
住所	郵便番号		フリガナ						
	8	1	2	-	8	5	7	5	フクオカシ ハカタク
住所	漢字		福岡		福岡市博多		東公園7-7		
	都・道・府・県		市・区・町・村						
電話番号	090-1234-5678			日中(9:00~17:00)に連絡がつく番号(携帯電話)を記入してください。					
被扶養者	退職時にあなたの被扶養者となっている人を任意継続加入後も引き続き扶養する場合に記入してください。 (記入がない場合、被扶養者から外れることとなります。) ただし、被扶養者に該当しない場合(就職、扶養替えなど 4-9頁参照)は記入できません。 ※ 扶養から外れる被扶養者が資格喪失証明書が必要とするときは御連絡ください。								
	氏名	性別	生年月日	続柄	収入状況について(必ず2-23頁以降を確認すること)				
	公立 花子	男・女	昭和 平成 令和 36年12月25日	妻	今後1年間の収入状況は被扶養者の認定要件を満たしていますか? はい・いいえ				
		男・女	昭和 平成 令和 年 月 日		今後1年間の収入状況は被扶養者の認定要件を満たしていますか? はい・いいえ				
	男・女	昭和 平成 令和 年 月 日		今後1年間の収入状況は被扶養者の認定要件を満たしていますか? はい・いいえ					
地方公務員共済組合法第144条の2第1項の規定により、任意継続組合員になることを希望するので申し出ます。 公立学校共済組合福岡支部長 殿 令和8年3月31日 ← 退職日以降の日付を記入 申出者氏名 公立 太郎 (記名押印又は署名)									
				証回収年月日 (共済組合使用欄)	令和	記入しない			

ここに書くことができる被扶養者は、
○退職時に被扶養者認定されている方
○退職後も引き続き扶養の認定要件(2-23頁以降参照)を満たす方 です。

資格確認書等添付枚数記入欄		(共済組合使用欄)	
組合員資格確認書	1 枚		枚
被扶養者資格確認書	1 枚	記入しない	枚
限度額適用認定証	2 枚		枚
その他の証(高齢・特定疾病等)	枚		枚

忘れずに記入をしてください!

添付した枚数を必ず記入してください!

【提出先一覧】

下記提出書類及び添付書類について該当する提出先に提出してください。

提出書類	所属所	様式 記載ページ	福岡市立・北九州市立の学校 ※小中学校、高等学校、特別支援学校	市町村立学校 ※政令市を除く	県立学校	本庁・その他の出先機関 (大学、九州中央病院、宿泊所等)
組合員申告書	資格取得	2-49～2-63 2-68	公立学校共済組合 福岡支部 給付係	管轄の教育事務所	公立学校共済組合 福岡支部 給付係	
	資格喪失	2-49～2-52 2-64～2-65	公立学校共済組合 福岡支部 給付係 ※退職・転出等に伴う組合員の 年金関係書類については、 市教育委員会へ提出すること			
	記載事項等変更	2-49～2-54				
被扶養者申告書	認定申告	2-68～2-98	公立学校共済組合 福岡支部 給付係			
	取消申告					
	記載事項等変更					
再交付申請書		2-67				
限度額適用認定申請書		3-57				
療養費・家族療養費請求書		3-61～3-74				
高額介護合算療養費支給申請書 兼 自己負担額証明書		3-75～3-76				
移送費・家族移送費請求書		3-77				
特定疾病療養認定申請書		3-78				
公費負担医療制度適用・非適用届出書		3-79～3-80				
出産費・家族出産費請求書		3-81～3-82				
埋葬料・家族埋葬料(附加金)請求書		3-83				
支払未済の給付金請求書		3-85～3-86				
傷病手当金(附加金)請求書		3-87～3-95		公立学校共済組合福岡支部 給付係		
育児休業掛金免除申出書 兼育児休業手当金請求書		3-97～3-98				
育児休業手当金(延長給付)請求書		3-99～3-102				
育児休業支援手当金請求書		3-103～3-106				
育児時短勤務手当金請求書		3-107～3-110				
(出産・休業)手当金請求書		3-112～3-113				
介護休業手当金請求書		3-115				
弔慰金・家族弔慰金請求書 災害見舞金請求書		3-117～3-122				
損害賠償申告書		3-123～3-130				
任意継続組合員申出書		4-11～4-12				

その他・・・有効期限の切れた限度額適用認定証、高齢受給者証は、公立学校共済組合福岡支部給付係へ直接提出のこと。